

死亡された方が次のものをお持ちの場合は以下の手続きが必要となります。

富山市役所、各行政サービスセンター等またはお近くの地区センターで手続きをしてください。
(一部地区センターを除く。)

なお、手続きには、その項目ごとに様々なケースがありますので、記載事項を参考にご自身が必要な手続き項目、内容について窓口でお伝えください。

手続き項目	内 容	問合せ先
<input type="checkbox"/> とやま市民カード <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	死亡日をもって印鑑登録は抹消されます。カードはお返しいただくか、破棄してください。	1F 東館 市民課窓口②～⑩番 電話:443-2050
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	返却の必要はありません。なお、相続等の手続きにおいて、死亡された方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。	1F 東館 市民課窓口⑤～⑥番 電話:443-2269
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	被保険者の方が死亡されたときは、保険証の返却が必要になります。また、葬祭を行った方へ葬祭費が支給されます。 必要なもの ・保険証 ・通帳 ・葬祭を行ったことと喪主が確認できるもの(①会葬礼状、②葬儀会社の請求書、③葬儀会社の領収書、④新聞の慶弔欄、①～④のどれか1つ)	1F 西館 保険年金課 ⑭～⑯番(国民健康保険) 電話:443-2065 ⑰、⑱番(後期高齢者医療制度) 電話:443-2063
<input type="checkbox"/> 年金証書 (国民年金)	死亡された方に未支給年金があるときは、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。 遺族の範囲及び順位は、 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内の親族 ※死亡された方に一定の遺族がいる場合、遺族年金等を受け取ることができる場合があります。	1F 西館 保険年金課⑲番 電話:443-2067
	お問合せ先 ・厚生年金を受給されていた方 日本年金機構 富山年金事務所 ・国民年金のみを受給されていた方 保険年金課または各行政サービスセンター地域福祉係 ・各共済組合から年金を受給されていた方 各共済組合	
	必要なもの(例) <u>※手続きによって必要書類が異なります。年金証書などに記載されている基礎年金番号をお聞きして確認しますので、事前にお問い合わせください。</u> ・死亡された方の年金証書 ・死亡された方と請求者との身分関係が確認ができる戸籍全部事項証明等* ・個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号入り住民票) ・本人確認書類(運転免許証など) ・請求者の預金通帳 ※以下の書類も必要になる場合があります。 ・生計同一関係に関する申立書(請求者と死亡された方の住民票が異なる場合) ・死亡診断書の写し	

*死亡届提出から、戸籍に死亡の記載がされるまで、本籍人の方で一週間程度かかります。

手続き項目	内 容	問合せ先
□障害者手帳	障害者の方が死亡されたときは、身体障害者手帳・療育手帳の返却手続きが必要となります。 手帳をお持ちの上、窓口にお越しください。	1F 東館 障害福祉課⑩番 電話:443-2056
□精神障害者 保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が死亡されたときは、手帳返還手続きが必要となります。 手帳をお持ちの上、保健所、又は保健福祉センターにお越しください。	保健所保健予防課 蛭川459-1 電話:428-1152
□自立支援医療 受給者証(更生医療)	障害者の方で自立支援医療(更生医療)を受給の方が死亡されたときは、自立支援医療受給者証(更生医療)を返却してください。	1F 東館 障害福祉課⑩番 電話:443-2102
□自立支援医療 受給者証(精神通院)	自立支援医療(精神医療)を受給の方が死亡されたときは、自立支援医療受給者証(精神医療)を保健所、又は保健福祉センターに返還してください。	保健所保健予防課 蛭川459-1 電話:428-1152
□小児慢性特定疾病 医療受給者証	小児慢性特定疾病医療を受給の方が死亡されたときは、小児慢性特定疾病医療受給者証を保健所、又は保健福祉センターに返還してください。	保健所保健予防課 蛭川459-1 電話:428-1152
□特定医療費(指定 難病)受給者証	特定医療費(指定難病)を受給の方が死亡されたときは、特定医療費(指定難病)受給者証を保健所、又は各保健福祉センターに返還してください。	保健所保健予防課 蛭川459-1 電話:428-1152
□介護保険 被保険者証	以下の方は、被保険者証の返却が必要になります。被保険者証をお持ちの上、窓口にお越しください。 ・富山市に在住されていた65歳以上の方 ・富山市に在住されていた40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入しており、要介護・要支援と認定された方 ・上記以外の40歳以上65歳未満の方で、被保険者証の交付申請をされた方	3F 東館 介護保険課 電話:443-2043
□土地・建物を 所有しておられた方	登記されている資産については、富山地方法務局で相続登記の手続きをしてください。 未登記の資産については、資産税課へお問い合わせください。	2F 東館 資産税課④番 電話:443-2037
□農地(田・畑)を 所有しておられた方	農地を相続される場合は、富山地方法務局で相続登記の手続きをしてください。 登記後10か月以内に届出が必要ですので、農業委員会事務局へお問い合わせください。	4F 東館 農業委員会事務局 電話:443-2124
□森林の土地を 所有しておられた方	前所有者の死亡日から90日以内に届出が必要です。 届出には所有している森林の地番が分かる書類が必要となります。(登記上の地目が山林以外でも届出の対象となることがあります) 詳しくは森林政策課へお問い合わせください。	4F 東館 森林政策課 電話:443-2019

〔その他の主な手続き〕

【銀行等のお手続き】

死亡された方の預金口座は凍結されます。
預金口座の名義人が死亡された場合、相続等の手続きを行う必要があります。

一般的に必要なもの(市役所で請求できる書類)

- ・死亡された方の出生から死亡までの戸籍全部事項証明
- ・相続される方の戸籍全部事項証明
- ・相続される方の印鑑証明

※金額・相続人の構成によって必要書類が異なりますので、必ず金融機関へお問い合わせの上、取得してください。

【軍人恩給を受けられていた方】

恩給証書の記号番号をご確認の上、直接総務省恩給相談室へ必要な手続きをお問い合わせください。
(電話:03-5273-1400)

〔相談窓口〕

【相続登記についてのご案内】

富山県司法書士会総合相談センターでは相続に関する登記の無料相談を行っていますので、ご活用ください。

(電話:076-445-1576)

【大切な人を亡くされた方へ ～こころの相談電話のご案内～】

つらい気持ちや不安に思っていることなどを、ひとりで抱え込まずご相談ください。匿名でもご相談いただけます。

(電話:076-428-2033 保健所保健予防課 ハートSOSダイヤル)

〔主な連絡先〕

【富山市役所・各行政サービスセンター等・保健所保健予防課】

市民生活部市民課	076-443-2050
大沢野行政サービスセンター 市民係 地域福祉係	076-467-5810 076-467-5811
大山行政サービスセンター 市民係 地域福祉係	076-483-1212 076-483-1214
八尾行政サービスセンター 市民係 地域福祉係	076-454-3114 076-455-2461
婦中行政サービスセンター 市民係 地域福祉係	076-465-2115 076-465-2114
山田中核型地区センター	076-457-2111
細入中核型地区センター	076-485-2111
保健所保健予防課	076-428-1152

【その他の機関】

富山地方法務局	076-441-0599
協会けんぽ富山支部	076-431-6155

【年金について】

日本年金機構 富山年金事務所	076-441-3926(音声案内後1を押して2)
年金相談・お手続きの際は、 予約相談 をご利用ください。	
予約相談の実施時間帯 8:30～18:00(月曜日) 8:30～16:00(火～金曜日) 9:30～15:00(第2土曜日)	
予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！ ゴ ヨ ヤ ク ラ 0570-05-4890 <予約受付番号受付時間> 月～金(平日) 8:30～17:15	
○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。 ○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。 ○お近くの年金事務所でも受付しています。	